確認申請事前審査依頼書兼預り証

確認申請書及び添付図書を提出し、確認申請に係る事前審査を依頼します。 なお、事前審査での指摘事項等についての補正の完了後に正式に確認申請をいたします。

一般財団法人 宮城県建築住宅センター 理事長 様

		申請者(氏名)	
1	主要用途		
2	建築場所		
3	申請図書	一式(ただし、	を除く)

上記内容の確認申請図書をお預かりしました。

(受付日) 年 月 日

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

建築確認課 受付担当

Tel.022-262-0401/Fax.022-213-2789

県北事務所 受付担当

Tel.0229-29-9177/Fax.0229-29-9188

注意事項

- 1 この事前審査は、建築基準法で規定された審査ではなく、確認申請を円滑に進めるために行うもので、受付審査(指針告示第1-2)と併せて、事前相談の一環として行う事前審査にて、建築基準関係規定の審査(指針告示第1-3・4)と同様の審査を行い、補正事項等についてお知らせします。
- 2 補正等の完了後に確認申請の引受け(本受付:「確認引受承諾書」の交付による契約)となりますので、 手数料をお支払いください。
- 3 事前審査の途中で設計を変更するなど、審査に手戻りが生じないようお願いします。
- 本受付(契約)までに下記の内容について、確認をお願いします。

当センターは、確認検査業務規程第15条第2項の規定により、次の第一号から第四号に掲げる者が建築主等である建築物等、第三号から第七号に掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、その確認検査の業務を行うことができません。

- 一 理事長又は確認検査業務管理責任者
- 二 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
- 三 第一号に掲げる者の親族
- 四 第三号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
- 五 第一号又は第三号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 六 センター又はセンターの親会社等が特定支配関係(建築基準法施行令第136条の2の14第1項第三号 に該当する関係を除く。)を有する者
- 七 センターの役職員が代表者の地位を占める企業、団体等(過去2年間に代表者の地位を占めていた企業、 団体等を含む。)

上記内容に該当することが判明した場合は、担当者にご連絡いただき、取り下げの手続きを行ってください。